

呉市教育委員会会議録
(令和6年9月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年9月26日定例会

- 1 開催日時 令和6年9月26日(木) 15:00開会
15:19閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
委員 大之木小兵衛 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第25号 寄附受納について
 - (4) 教議第48号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 報告第26号 令和6年度教育費補正予算について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、大之木委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年8月23日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5については予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第25号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第25号「寄附受納について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧川課長 それでは、報告第25号「寄附受納について」御説明しますので、資料の1ページを御覧ください。

この度、地元自治会長でもある空井有司様から、警固屋中学校に対し、神楽道具が老朽化していること、また、生徒の神楽への思いを支援したいとの思いから、合計で約70万円相当の神楽用衣装19点の寄附申込みがあり、これを受納することといたしました。

なお、空井様からは、令和4年度にも、神楽の龍神一式を御寄附いただいております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第25号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第48号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第48号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長 それでは、教議第48号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制

定について」御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、呉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため令和6年度から変更するものです。

2の改正の内容につきましては、3点ございます。

資料3ページの新旧対照表を御覧ください。第13条の(3)につきまして、下線のとおり、特別休暇のうち、いわゆる夏季休暇を取得する期間を6月から10月までに拡充します。

また、第5条の6につきまして、下線のとおり勤勉手当に係る規定を追加します。従前から外国語指導助手には期末手当を支給していませんが、これと同様に勤勉手当を支給しません。

3点目については、その他、下線のとおり、字句の訂正を行います。

5ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の呉市外国語指導助手任用規則の規定は、令和6年6月1日から適用いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第48号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 期末手当、勤勉手当というのは一般企業でいうところのボーナスに当たるものなのか、また、この人たちは対象外ですよということは分かりましたが、何の立場の人からもらえるのか、何をしたらこれがもらえるのか教えてください。

木 屋 課 長 期末手当、勤勉手当につきましては、委員が言われるとおりいわゆるボーナスに当たり、年2回支給されるものでございます。

会計年度任用職員については、こういった期末手当、勤勉手当の支給は対象外ということで、我々のような、いわゆる常勤職員とは異なります。

佐々木委員 今まで、勤勉手当の支給はあったのですか。あったから、この度、支給しませんとなったのですか。

木 屋 課 長 今までも支給されておりません。勤勉手当を支給しないことが明記されていなかったもので、この度、明文化したというところですよ。

伊藤副部長 勤勉手当についてですが、会計年度任用職員の方でも、週28時間以上の勤務の方は、期末手当、勤勉手当が支給されております。

木 屋 課 長 同じ会計年度任用職員の中にも週当たりの勤務の時間によって、勤勉手当、期末手当が支払われる方と、その時間数、今28時間という話がありましたけれども、それに満たない方には支払われないということで、会計年度任用職員の中にも、対象となる方とならない方がいらっしゃるということです。

辻 委 員 実態がほぼフルタイムのような形の方には出るということになるのかなと理解をいたしました。そうすると、ALTの人って外国語指導助手のフルタイムのようなお仕事されている人たちじゃないかなと思うのですが、出ないっていうのは、これは全国で見ても当たり前というか、普通の対応なのでしょうか。

木 屋 課 長 呉市のALTの、いわゆるこういった給与のことであったり、あるいは休暇制度

については、JETというその派遣プログラムを使って来ていただいている方々なので、JETのプログラムの決まりというか、それにそろえるように呉市ではしています。

ですので、JETプログラムで、外国人、ALTを招へいしている市町は、おそらくそれに近い形だと思いますけれども、そうでないところは、運用の条件が異なるのかなと思います。

辻 委 員 なぜここを私が気にして聞いたかというところ、割とこの外国人の方で英語を教えに来ようとしてくれる人たちの中で、どの国に行きたいかというその行き先としての魅力度が、日本は非常に下がっているということを聞いています。

海外とのやり取りが多い中で、最近では、みんな中国とか韓国の方が、待遇がいいから、給料がいいから、若しくは何か任せてもらえる仕事の質が違うからというような理由で、別の国が選ばれているという現状を聞きますので、そこが何とか選んでもらえる国とか市になってもらえるために、もし独自色が出せるということがあるのでしたら、何か検討すべき部分なのかなと思いましたので、意見させていただきました。

木 屋 課 長 先ほど申し上げたように、このJETプログラムで招へいしているというところで、なかなかちょっとその独自色がどこまで出せるかというのはありますけれども、先ほどのいわゆる夏季休暇を6月から10月までっていうのは、呉市の会計年度の決まりに合わせてこの度改正していますので、そういったところで、できるだけ条件を整えて、呉に来たいと言っただけのようにしていきたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(15 : 13)

報告第26号 令和6年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(15 : 19)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 大之木 小兵衛 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（令和6年9月26日定例会）